

システム障害時等における先物・オプション取引の取引代行の取扱いに係る実施要綱

平成 11 年 9 月 29 日制定

平成 16 年 2 月 2 日改正

株式会社東京証券取引所

株式会社日本証券クリアリング機構

項 目	内 容	備 考
1. 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・東京証券取引所(以下「東証」という。)の売買システム等に障害が発生し、個々の取引参加者が先物・オプション取引に係る注文入力等が行えない状況にある場合(売買停止措置を講じている場合を除く。)当該取引参加者における取引参加手段の確保及び取引継続を可能とするため、システム障害時における他の取引参加者による取引代行の取扱いを認めることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東証に設置した障害時用端末からの入力も可能であるが、地理的、時間的、人的制約から実際の利用は限定的にならざるを得ない。 ・東証売買システム、取引参加者の自社システム及び電力・通信網等の社会インフラ障害については、売買に参加できない取引参加者(端末等)の過去の売買シェアが概ね2割超となった等の場合には売買を停止することとしている
2. 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・東証売買システム等に障害が生じた場合により、取引が困難となった取引参加者(以下「システム障害取引参加者」という。)は、あらかじめ他の取引参加者の承諾及び東証の承認を受けて、当該他の取引参加者(以下「取引代行取引参加者」という。)を通じて呼値を行うことができる(国債証券先物特例第44条の2第2項、株価指数先物特例第44条第2項等)。 ・この場合において、取引代行取引参加者により代行された個々の約定のシステム障害取引参加者への当日の付替え処理は行わず、転売・買戻し・権利行使申告時限以降における建玉残高及び転売・買戻し申告の訂正等により対応することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転売・買戻し・権利行使申告等の申告の受け付けは、日本証券クリアリング機構から事務委託を受け、当面の間、東証が行うものとなっている。
3. 取引代行の要件 (1) 障害の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・東証売買システム、取引参加者の自社側システム又は社会インフラ(電力、通信網等)に障害が生じたことにより、当該システム障害取引参加者がシステム呼値を行うことが困難であると東証が認める場合とする。 	

項 目	内 容	備 考
(2) 取引代行取引参加者の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・システム障害取引参加者は、障害発生時に他の取引参加者の中からその承諾を得て、債券系取引と株式系取引でそれぞれ一の取引参加者を限度として取引代行取引参加者を指定することができる。なお、他の取引参加者から承諾を得る際には、本要綱（別途東証が定める事務手続きを含む。）に掲げる取引代行に係る手続きを履行する旨の了承も得るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・債券系取引（国債先物取引及び国債先物オプション取引） ・株式系取引（株価指数先物取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引）
(3) 取引代行の承認	<ul style="list-style-type: none"> ・システム障害取引参加者は、既存建玉に係る清算事務及び本要綱に掲げる諸手続きを履行することについて了承したうえで、東証の承認を求めるものとする。 ・システム障害取引参加者は、取引代行取引参加者として指定する他の取引参加者の承諾を得られた旨を証する書面と共に、東証が定める承認申請書を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム障害取引参加者は、承認申請を取引代行を開始する前までにファクシミリ等により行う。
(4) 取引代行が可能な取引の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・システム障害取引参加者の自己及び委託取引（新規及び転売・買戻し） ・株券オプション取引及び国債証券先物オプション取引の同日中に取引代行により成立した取引に係る数量以内の建玉に係る権利行使の申告。なお、取引代行取引参加者の呼値において成立しているため、オプション取引の同日中に取引代行により成立した売付けに係る取引が、転売に係るものである場合又は同日中に当該取引の買戻しに係る取引が行われている場合でも、取引代行取引参加者において権利行使の割当てを受ける可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引代行取引参加者が代行する取引の呼値を行う際には、委託取引の区分で行う。 ・株価指数オプション取引については、権利行使日が取引最終日の翌日であることから、同取引の権利行使の申告は代行の対象としない。
4 . 手続 (1) 取引代行取引参加者 a 代行数量の申告	《当日》 <ul style="list-style-type: none"> ・東証が定める時限までに、取引代行により成立した銘柄名及びその数量について、東証が定める様式の書面により東証に申告するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・15:00 以降、17:00 頃までを目処として、ファクシミリ等で行う。

項 目	内 容	備 考
b 転売・買戻し等の申告	<ul style="list-style-type: none"> 取引代行により成立した取引については、取引代行取引参加者において転売・買戻しの申告は行わない。したがって、取引代行取引参加者が行う転売・買戻しの申告は、取引代行分を除いた数量について取引端末から行うものとする。 取引代行により成立したオプション取引に係る権利行使の申告は、システム障害取引参加者に代わり取引代行取引参加者が取引端末から行うものとする（権利行使数量及び権利行使割当数量については、上記 a の申告において区分して申告する。） 	
c 委託分の取引証拠金所要額の申告	<ul style="list-style-type: none"> 委託分に係る取引証拠金所要額について、取引代行取引参加者は、取引代行分を除いた額を日本証券クリアリング機構（当該取引代行取引参加者が非清算参加者である場合は、その指定清算参加者）に申告するものとする。 	
d 清算帳票等の表示等	<p>《翌日》</p> <ul style="list-style-type: none"> 翌日以降の取引端末画面に表示される建玉残高及び翌日に配布される諸清算帳票類においては取引代行分の付替えが反映（先物取引の引直差金及びオプション取引の取引代金を除く。）された数値とする。ただし、「売買（取引）明細表 / 清算引受明細表」については、取引代行分を当該取引代行取引参加者の明細表に記載することとする。 	
e 取引証拠金の預託	<ul style="list-style-type: none"> 取引代行取引参加者による取引代行分の取引証拠金の預託又は差入れは不要とする（システム障害取引参加者が預託又は差入れする）。 	
f 引直差金等の授受	<ul style="list-style-type: none"> 取引代行により成立した先物取引の引直差金（権利行使の申告及び権利行使の割当てに伴う差金を除く。）及びオプション取引の取引代金については、取引代行取引参加者（当該取引代行取引参加者が非清算参加者である場合は、その指定清算参加者）がシステム障害取引参加者を代理して授受する。 	
g 引直差金等相当額の授受	<ul style="list-style-type: none"> 取引代行取引参加者とシステム障害取引参加者との間において、f により取引代行取引参加者が授受した引直差金等相当額の金銭を授受することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引代行取引参加者の清算帳票上における引直差金及び取引代金については、取引代行分が含まれた金額を記載する。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) システム障害取引参加者</p> <p>a 代行数量の申告</p> <p>b 転売・買戻し等の申告</p> <p>c 委託分の取引証拠金所要額の申告</p> <p>d 清算帳票等の表示等</p> <p>e 取引証拠金の預託</p>	<p>《当日》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東証が定める時限までに、取引代行取引参加者の取引代行により成立した銘柄名及びその数量を、自己・委託を区分して東証が定める様式の書面により東証に申告するものとする（取引代行取引参加者において行った権利行使の申告及び権利行使割当に係る数量については、報告数量において区分して申告する。） ・取引代行分を転売・買戻しとする場合には、各銘柄ごとに転売・買戻しの別及び数量を、自己・委託を区分して所定の書面を東証に提出するものとする。 なお、当日、障害発生前にシステム障害取引参加者において成立した取引がある場合には、東証の定めるところにより、取引端末又は東証所定の書面により転売・買戻し又は権利行使の申告を行う。 ・委託分に係る取引証拠金所要額について、システム障害取引参加者は、取引代行分を加味した額について日本証券クリアリング機構（当該システム障害取引参加者が非清算参加者である場合は、その指定清算参加者）に申告するものとする。 <p>《翌日》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌日以降の取引端末画面に表示される建玉残高及び翌日に配布される諸清算帳票類においては取引代行分の付替えが反映（先物取引の引直差金及びオプション取引の取引代金を除く。）された数値とする。ただし、「売買（取引）明細表／清算引受明細表」については、取引代行分を当該取引代行取引参加者の明細表に記載することとする。 ・システム障害取引参加者は、取引代行取引参加者による取引代行分及び転売・買戻し等を加味した建玉残高に基づき算出された所要額以上の取引証拠金を預託又は差入れするものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・15:00 以降、17:00 頃までを目処としてファクシミリ等により行う。 ・15:00 以降、18:00 頃までを目処としてファクシミリ等により行う。取引端末からの申告は行わない。 ・例えば、前場は正常に取引が可能であったが、後場システム障害が発生した場合が想定される。

項 目	内 容	備 考
f 引直差金等の授受	<ul style="list-style-type: none"> 取引代行により成立した先物取引の引直差金（権利行使の申告及び権利行使の割当てに伴う差金を除く。）及びオプション取引の取引代金については、取引代行取引参加者がシステム障害取引参加者を代理して授受する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該取引代行取引参加者が非清算参加者の場合は、その指定清算参加者を通じて行う。
g 引直差金等相当額の授受	<ul style="list-style-type: none"> 取引代行取引参加者とシステム障害取引参加者との間において、f により取引代行取引参加者が授受した引直差金等相当額の金銭を授受することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> システム障害取引参加者の清算帳票上における引直差金及び取引代金は、取引代行分を含まない金額を記載する。
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> 東証は、取引代行取引参加者とシステム障害取引参加者からの申告を照合した結果が一致し、さらに処理内容について両取引参加者の確認が得られ次第、付替え処理を開始する。 先物・オプション取引口座設定約諾書の取引代行取引参加者への差入れは不要とする。 取引代行分に係る定率負担金及び清算手数料の支払いについては、取引代行取引参加者が支払うこととする。ただし、国債先物オプション取引の権利行使又は権利行使の割当てにより成立した国債先物取引に係る定率負担金等及び株券オプション取引の権利行使又は権利行使の割当てにより成立した株券の売買に係る定率負担金及び清算手数料については、システム障害取引参加者が支払うこととする。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄数、障害取引参加者の数によっては、照合・確認の終了は当日深夜になることも予想される。 システム障害取引参加者と取引代行取引参加者の間において契約書を作成する場合には、あくまで非常措置であること、実際に取引代行に伴う両者の関係を一律に規定するのは困難であることから、当事者間で作成することとする。

* この実施要綱は、西暦2000年問題対応時に策定されたコンティンジェンシープランを踏まえ、平成11年9月29日に制定されたものです。

* 平成16年2月2日に東証先物・オプション取引に係る清算機関が東証から日本証券クリアリング機構に変更となったことに伴い、所要の改正を行っています。